

第18回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和2年4月27日（月）午後1時30分から南越前町役場別館2階第6会議室において、第18回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

<報告事項>

報告第1号 制限除外の農地の移動届

出席委員 9名		欠席委員 1名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	片山 明則		
2	山腰 吉二		
3	代継 弘子		
4	川崎 藤次		
		5	笛吹 巧
6	田嶋 秀夫		
7	坂川 玲子		
8	喜村 喜代治		
9	城野 庄一		
10	惣次 健一		
事務局長	山岸 健		
書記	竹内 亮子		

議事録署名委員

2番 山腰 吉二

3番 代継 弘子

<b>はじめに</b>	
事務局長	<p>総会に入る前に、新型コロナウイルス感染増加に対応する緊急事態宣言の発令による、農業委員会組織の運営等の対応について、全国農業会議所から通知されておりますので、お伝えいたします。内容は、「農業委員会の総会は法令事務を執り行う場として、実際に委員が参集することが原則となっていると共に、会議の公開、議事録の公開等が法律上規定されており、書面等による開催はできないこととなっている」というものであります。また、参集することが原則であります。テレビ会議や出席委員を減じての開催など対応事例が周知されているところであります。</p> <p>町といたしましては、委員の皆様の安全を第一とするとともに、農地法等に基づく事務の公正・公平性・透明性をもった審議を滞ることなく遂行するため、総会は3密の回避、短時間での開催など感染の拡大防止に向けた対応を図りながら、開催させていただきたく存じます。また、議事録の公表規定により、本年度開催の総会から議事録を3年間、町ホームページに公開いたします。ご理解の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、事務局職員の紹介をさせていただきます。4月の異動により農林水産課に配属となり、農業委員会の書記を担当する竹内です。よろしくお願いいたします。</p>
<b>【開会】 午後1時30分</b>	
事務局長	<p>それでは定刻でございますので、ただ今から第18回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、笛吹委員さんより欠席のご連絡をいただいております。農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、この会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、惣次会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
<b>【会長あいさつ】</b>	
惣次会長 ※以下議長	あいさつ
<b>【議事録署名委員の指名】</b>	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事録署名委員ですが、2番 山腰委員と3番 代継委員をお願いいたしたいと思っております。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則によりまして、これ以降の議事進行を惣次会長をお願いいたします。</p>
<b>【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】</b>	
<b>【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について】</b>	
<b>【報告第1号 制限除外の農地の移動届について】</b>	
議長	<p>早速、議事に入らせていただきます。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。</p> <p>議案第1号は、議案第2号、報告第1号と関連しておりますので、一括して審議します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、4月から事務局担当となりました竹内です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議案第1号と議案第2号及び報告第1号について、同一申請人で内容が共通しておりますので、一括して説明させていただきます。</p>

	<p>申請人は、南越前町にお住まいで、申請地を中心に耕作する認定農業者です。今回、経営規模拡張のために農地を取得し、農機具格納庫と農作業小屋の建築といった農業用施設を目的とした農地の権利移動を行うものです。農地区分は農用地区域内農地です。</p> <p>資料1ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。</p> <p>譲渡人は南越前町にお住まいで、売買により所有権移転するものです。</p> <p>位置につきましては、2ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。3ページは現地確認の様子です。</p> <p>申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、4ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当するものはございません。</p> <p>引き続き、農地法第5条の規定による許可申請について説明させていただきます。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>こちらも同人が所有する田を農機具格納庫の整備を目的に所有権を移転するものです。</p> <p>位置につきましては、6ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地で先程の申請地の北側です。7ページは現地確認の様子です。</p> <p>被害防除策といたしまして、雨水は自然流下で道路側溝に放流します。隣接農地への被害防止策はなだらかな法面を形成し、隣接地への土砂流出を防止します。この申請に際し、地元区長、農家組合長、土地改良区、隣接農地所有者の承諾は得られております。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。8ページをご覧ください。こちらの農地区分である農振農用地につきましては、原則許可できないことになっておりますが、農業振興地域整備計画の達成に支障が生じない農業用施設を用途とする整備であるため、例外的に許可が可能となる案件です。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>次に、制限除外の農地の移動届が提出されていますので、ご説明いたします。本来ですと、農地の地目変更は4条ないし5条の申請によるところですが、200㎡未満の農地に農業に資する施設を建設する場合は、許可が不要となり、本届出をもって代えることができます。9ページをご覧ください。</p> <p>南越前町にお住まいの方が所有する田を賃借し農作業小屋の建築を目的に転用するものです。10ページが位置図になり、11ページは現地確認の様子です。先の申請地の西側にあたり、既存建物の南側に建てることとなります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を城野委員さんをお願いします。</p>
城野委員	<p>4月16日に惣次会長さん、喜村委員さん、事務局の2人と私の5人で現地確認を行いました。本案件は、県道沿いにあります田を所有権移転し、北側に農機具格納庫を建築し、南側はこれまでどおり耕作されます。また、西側の田につきましては、所有者はそのまま農作業小屋を建築される計画です。いずれも農業用施設を用途とした農地の権利移転にあたるので、問題ないと判断いたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>ないようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第1号、議案第2号の許可について、ならびに報告第1号の承認について決定してもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がないと認めます。本案件は原案どおり決定します。</p> <p>以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。</p> <p>次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。</p>
<b>【次回農業委員会開催日について】</b>	
事務局長	<p>次回農業委員会の日程ですが、5月25日(月)、午後1時30分から ということでもよろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは、次回は5月25日(月)午後1時30分から、ここ役場別館第6会議室で開催させていただきたいと思えます。委員会の開催通知、農地パトロールの日程については、改めて通知をさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、第18回南越前町農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>閉会にあたりまして、片山会長職務代理者よりご挨拶をお願いします。</p>
片山会長職務代理者	あいさつ
<b>【閉会】 午後1時43分</b>	